公立学校共済組合　組合員の資格取得手続

教職員として採用された方は、地方公務員の社会保険制度(医療保険・年金給付)である公立学校共済組合に加入することになります。

加入するにあたり、資格取得手続を行う必要がありますので、下記の提出書類を期日までに提出してください。

(1)　提出書類

＜必須書類＞

- 組合員資格取得届書（用紙同封）　★
- 年金加入期間等報告書　（用紙同封）★（注１）
- 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳等）の写し（注２）
- 人事異動通知書（辞令）の写し
- 個人番号（マイナンバー）登録申請書（用紙同封）　★（注３）

＜組合員資格取得届書に紀陽銀行の金融機関確認印を押印しない場合＞

- 紀陽銀行の普通預金通帳の写し（表紙の裏側）
（共済組合及び教育互助会からの給付金等を送金するために登録します。）

＜過去に共済組合に加入したことがあり、直近の共済組合員期間が公立学校共済組合和歌山支部以外の場合＞

- 転入届書　★（注４）

＜上記の条件を満たし、さらに公立学校共済組合の他支部から、１日も空けず和歌山支部に引き続く場合＞

- 他支部発行の組合員証等

（注１）年金制度の加入歴が分からない場合は、日本年金機構等にお問い合わせください。
１枚で記入できない場合は、複数枚に記入し、全てに署名・捺印をお願いします。
（注２）基礎年金番号が分かるものの写しが無い場合は、日本年金機構の各年金事務所で年金記録照会回答票等を発行してもらってください。
なお、２０歳未満の者は、基礎年金番号が付番されていませんので、不要です。
（注３）個人番号が分からない場合は、住所登録をしている市町村へお問い合わせください。
（注４）直近の共済組合員期間が公立学校共済組合和歌山支部でなければ、期間が引き続いていない場合でも、必要になります。

(2)　手続の流れ

ア　資格取得手続に必要な書類を準備する。

イ　平成３１年４月１日（月）～４月８日（月）の間に、所属所長又は所属所共済事務担当者あて、必要書類を提出する。

ウ　所属所は、当該書類を和歌山支部あて、送付する。

エ　和歌山支部において受付・決裁後、組合員証を所属所あて送付する。

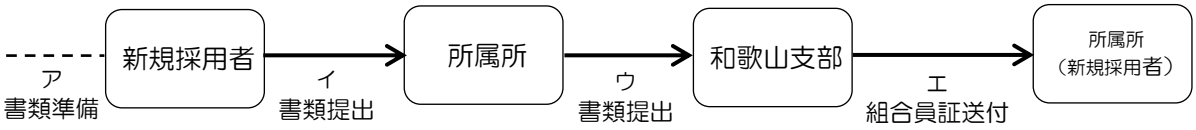

(3)　参考

★マークの提出書類の様式は、公立学校共済組合和歌山支部 HP「お知らせ」の「平成３１年度和歌山県公立学校教職員採用予定者説明会資料」に掲載していますので、参考にしてください。

問い合わせ先　年金班・☎073-441-3711